

## 警報発表時の措置について

### 特別警報

（警報の種類と地域）

「京都・亀岡」「山城中部」「山城南部」のいずれかの地域に「特別警報」が発表された場合の授業等の扱いについて、以下のとおりとする。

注： 特別警報とは、すべての種類の特別警報を指す。

（対応）

- 1 午前6時30分現在、特別警報が発表されているときは、自宅待機とする。
- 2 午前8時30分までに特別警報かつすべての警報が解除された場合は、3校時目から授業を行う。
- 3 午前11時30分までに特別警報かつすべての警報が解除された場合は、5校時目から授業を行う。
- 4 午前11時30分時点で引き続いて特別警報またはいずれかの警報が発表されている場合は、臨時休業とする。

（注意）

始業時（午前8時30分）までに特別警報が発表されたときは、登校を見合わせ、自宅待機とする。

### 暴風警報

（警報の種類と地域）

「京都・亀岡」「山城中部」「山城南部」のいずれかの地域に「暴風警報」が発表された場合の授業等の扱いについて以下のとおりとする。

（対応）

- 1 午前6時30分現在、暴風警報が発表されているときは、自宅待機とする。
- 2 午前8時30分までに暴風警報が解除された場合は、3校時目から授業を行う。
- 3 午前11時30分までに暴風警報が解除された場合は、5校時目から授業を行う。
- 4 午前11時30分の時点で引き続いて暴風警報が発表されている場合は、臨時休業とする。

（注意）

始業時（午前8時30分）までに暴風警報が発表された場合は登校を見合わせ、自宅待機とする。

\* 台風接近時などは、警報が出されていなくても風雨が強いので、登下校には十分に注意すること。

\* 行事等で校時変更等がある場合、解除による授業再開の時刻までに登校すること。

\* 土曜日や日曜日についても、暴風警報が発表されている間は登校を見合わせる。

（登校できるかは、上記の内容に準じる。）